

平成 30 年 10 月 3 日

「葛西海浜公園・三枚洲」のラムサール条約登録推進について

登録推進団体 代表
日本野鳥の会東京 代表 東 良 一
〒160-0022
新宿区新宿 5-18-16 新宿伊藤ビル 3F

葛西海浜公園・三枚洲の保全へ、多くの方々に支援いただきありがとうございます。私たちは、葛西海浜公園・三枚洲のより一層の保全を進めつつ、東京に残された身近で貴重な湿地環境を都民・市民の方々に知っていただくため、湿地保全の国際条約であるラムサール条約への登録の推進活動を多くの推進団体とともに行ってきました。

高度に人工化された東京湾ではありますが、わずかに残された干潟や浅海域には現在でも多くの生物が生息しています。東京都内の海岸域においては、1960年代から1970年代において埋め立てが進められた中で、浅海域の保存や自然再生の試みが都民と東京都の活動により現在に引き継がれています。

葛西海浜公園は、東京湾内湾の東京都と千葉県境にあった三枚洲の東京都側を埋め立てずに残した部分で、東京港や東京湾内の魚類や鳥類など沿岸域の生物多様性保全の中核となっている場所です。

私たち日本野鳥の会東京は自然保護団体としての役割を果たしてまいりました。当地においても鳥類園開園の年1995年から毎月第4日曜日に定例化して探鳥会を始めて今年で22年目を迎え、探鳥会の際に記録している野鳥の飛来数は、葛西海浜公園・三枚洲がラムサール条約登録地の基準を満たす優れた湿地であることを示しています（別記1）。

登録には国指定鳥獣保護区特別保護地域の設置が必要ですが、2018年10月2日の環境省中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会にて、設置の承認とともに葛西海浜公園として登録への手続きを進めることが報告されました。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、カヌー（スラローム）競技が当地江戸川区で実施されます。国内外からオリンピックに訪れる方々が、会場に隣接した公園がラムサール条約登録湿地であることを知れば、大都市の中にこのような自然が残されて、自然との共生の重要性を世界に大きくアピールできます。

10月21日から29日には、第13回ラムサール条約締約国会議（COP13）がアラブ首長国連邦のドバイにて開催されます。このCOP13において、葛西海浜公園の登録が報告されることを期待します。

【登録推進団体】

- ・公益財団法人日本野鳥の会
- ・公益財団法人日本自然保護協会
- ・特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合
- ・公益財団法人世界自然保護基金ジャパン
- ・NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本
- ・NPO 法人生態教育センター
- ・葛西東渚・鳥類園友の会
- ・西なぎさ発東京里海エイド

別記1 国際的に重要な湿地であることの根拠

- ① 冬になると毎年3～6万羽のスズガモが越冬にやって来ること、これは湿地保全の国際条約であるラムサール条約の認定基準5「2万羽以上の水鳥が定期的に利用」を満たしている(資料：1)
- ② また、2万羽にはならないが、認定基準6「希少種(推定生息数)の1%以上が定期的に利用している」には、カンムリカイツブリが当てはまる(資料：2)
- ③ 絶滅危惧種のコアジサシが西なぎさを繁殖地として利用していることや、魚類の面でも遠浅の三枚洲は産卵場・稚魚の育成の場としても重要な役割を果たしている。

1. 葛西海浜公園の意義と価値

葛西海浜公園の干潟は、戦後の葛西沖開発計画の際に埋め立てを免れた天然の干潟と浅海域があり、鳥類のみならず、魚類の産卵や稚仔魚の生育、底生生物など東京湾の多くの生きものたちにとって欠くことのできない重要な場所である。

また、東京湾に残された希少な自然干潟であることに加え、都心からアクセスも良く、都民が東京湾岸の生態系についての知識や体験を得ることのできる環境教育の拠点となるべき場所でもある。

ここは、水中の有機物の分解、栄養塩類や炭酸ガスの吸収や酸素の供給等を通して、東京湾の水質浄化に貢献しているだけでなく、渡り鳥をはじめとする多くの野鳥が飛来している生息地である。毎年数万を超えるスズガモが飛来するほか、カンムリカイツブリの飛来数は、ラムサール条約登録基準を達成し、地球規模の重要な湿地であることが示されている。また、主に九州の干潟に飛来し、本州における確認が稀であるクロツラヘラサギやズグロカモメが高頻度で飛来しているほか、環境省が実施しているモニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査では、国内における春の個体数が度々10位以内に入るなど、全国的にも重要な渡り鳥の飛来地として位置づけられている。

隣接した葛西臨海公園には年間で300万人の来園者があり、当会は、東京湾岸の豊かな自然の姿を都民に伝えるべく、1990年より探鳥会を開催している。

2. 将来のありかた

前述したように、東京湾奥部の干潟および浅海域として豊かな生態系を維持・改善し、都民をはじめとして、多くの人々が海の恵みを楽しむことができる場所であるべきと考える。

特にラムサール条約登録の国際基準を満たしているスズガモとカンムリカイツブリをはじめ、シギ・チドリ類等の渡り鳥の保全を行う国際的な責務があると考えます。

東なぎさは、現在のように湾岸の生態系保全を主として、人為的な攪乱を可能な限り控える地域とする。西なぎさは、良好な干潟環境を維持しつつ、都民が干潟・海浜の自然とふれあえる場とする。

3. 必要な事業

1) 生態系の把握とモニタリングのための調査・研究および保全対策の立案・実施

葛西海浜公園三枚洲は、東京湾という都市域にある自然干潟の一部に人工なぎさが造られた。周辺海域の人工化も進んでいる。湾岸生態系の保全のためには、地形や生物の生息状況の現況を把握し、モニタリングすることがまず必要である。

現状では、十分な資料があるとは言えないため、干潟の生態系の指標となる鳥類の生息分布と行動調査を実施すると共に、干潟の生態系を支える底生生物の生息分布や生物資源量の把握、また微地形、底質、水質や底生生物の食物となる有機物量代謝の調査等も実施し、調査研究に基づいた保全対策の立案・実施すべきである。

2) 干潟環境に親しむためのソフト・ハード対策

隣接した葛西臨海公園には、野鳥をはじめとする自然観察のできる鳥類園およびウォッチングセンターが設置されているが、葛西海浜公園には干潟の自然に親しむための施設が無いのが現状である。そこで、利活用を目的としたエリアである西なぎさに、干潟の生きものを観察することを目的とした観察施設の整備および観察指導の専門家を十分に配置することが望ましい。

3) 利活用を推進するためのツール整備

自由に立ち入りのできる西なぎさでは、観察施設の訪問や、看板サインおよびパンフレットを見ながら干潟環境を楽しむことの出来るようにセルフガイドのツールを整備することが望ましい。また、立ち入り禁止の東なぎさにおいては、少人数でのガイドツアーを実施するなど、保全と利活用を両立させた方策を検討することが望ましい。

4) 各種プログラムの検討およびイベントの充実

西なぎさにおいては、市民が干潟環境を体験し理解するためのプログラムの充実を図ることが望ましい。現在、観察会、清掃活動、漁業体験等が各主体によって実施されており、それらの継続支援のほか、海外から訪れる観光客に対応したプログラム等、新たな試みも必要であると考えられる。葛西臨海公園には、水族館等の見学を目的として多くの子どもたちが訪れているが、葛西海浜公園の干潟を、学校教育を含む環境教育の場として機能させることにより、次世代への保全意識の醸成を図ることも重要である。

5) 公園運営の合意形成の場の設置

干潟環境の保全が求められる一方で、立ち入りおよび採集が禁止されている東なぎさにて、プレジャーボート等を用いた侵入および貝類等の密漁が多発しており、利用ルールの遵守と監視体制の充実に課題があると考えられる。また、立ち入りが自由の西なぎさの利用においても、ドングラン等の環境に影響があると思われる施設の設置が度々検討されているなど、保全に関する課題があるのが現状である。国指定の鳥獣保護区となった今後においては、多様な主体が協働で、干潟・浅海域の保全と利活用を両立させた公園運営を推進するための、合意形成の場の設置が必要である。なお、葛西海浜公園と隣の葛西臨海公園は管轄部局が異なるが、保全と利活用の検討については、一体となった検討が望ましい。

6) 東京湾としての保全推進

葛西三枚洲の生態系保全と利活用のためには、東京港に加え東京湾全体としての保全と利活用の方策を検討する必要がある。

生態系の把握とモニタリングのための調査・研究について推進するとともに、情報共有をために、多くの研究者・団体との連携が望ましい。また、東京港内の海上公園など施設間連携を図る。さらに、東京湾内や国内外の干潟・湿地における活動について、情報共有や事業の協働を目的とした積極的な連携が望ましい。